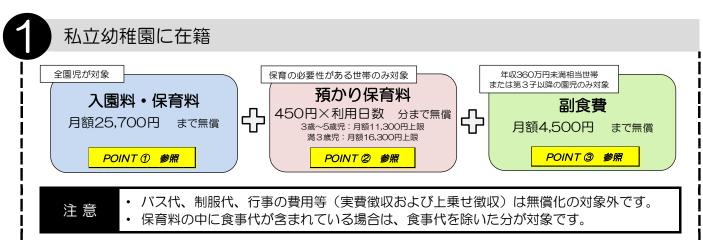
# 令和元年10月から、幼児教育・保育無償化が始まりました。

消費税率の引き上げによる財源を活用し、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料等が無償化されます。

※今後、国の通知等により、内容が一部変更となる場合があります。





## POINT(1)

私立幼稚園における入園料・保育料について

## **?**)每月0

#### 毎月の保育料はどうなるの?

満3歳から5歳児(年長クラス)までの園児であれば全園児、入園料・保育料が無償化の対象となります。 なお、入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。

▶ 算定のイメージ



注意

- 幼稚園に支払う予定であった保育料と入園料(月額換算)の合計が、25,700円を下回った場合、その合計額が無償化の上限となります。
- バス代や行事の費用など(実費徴収および上乗せ徴収)は無償化の対象外です。

## POINT 2

私立幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)における預かり保育の利用料について



### 預かり保育の利用者のうち、無償化の対象者は?

満3歳(年少クラス)から5歳児(年長クラス)までの園児のうち、**保育の必要性のある世帯**を対象に、 預かり保育の利用料の一部が無償化の対象となります。

ただし、4/1現在の年齢が2歳の園児(=満3歳児)の場合は、<u>市町村民税非課税世帯</u>に限ります。



## 預かり保育の利用料はどうなるの?

対象の世帯は、月額11,300円(満3歳の場合 16,300円)まで無償とされています。ただし、この上限額は 利用日数に応じて変動します。実際には、<u>【450円×ひと月の利用日数】が上限</u>となります。

1日400円の利用料で	· <b>ABIT</b>			
15日利用しました。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	無償化上限	保護者の実質負担額	
(C)S	利用料 400円×15日	450円×15日	A-B	
	6,000円 A	11,300円 B	O円	

1 日600円の利用料で、今月は							
18日利用しました。		無償化上限	保護者の実質負担額				
	利用料 600円×18日	450円×18日	A-B				
	10,800円 A	8,100円 B	2,700円				

幼稚園や認定こども園(幼稚園枠)で実施する預かり保育が、<u>一定水準未満(教育時間を含む平日の提供</u> 時間が8時間未満 または 年間開所日数が200日未満) の場合に限り、認可外保育施設等の利用料も無償化対 象となります。

※在籍している幼稚園等の預かり保育が、一定水準未満かどうかは、各園に確認してください。

※あわせて、認可外保育施設等利用者向け案内もご確認ください。

## POINT3

#### 副食費について



#### 副食費の無償化の対象者は?

次のいずれかの要件に該当する世帯が対象となります。

- ・幼稚園や認定こども園に在籍するお子さんに、小学校3年生以下の兄姉が2人以上いる場合
- 年収が360万円未満相当世帯
- ・市町村民税非課税の世帯とそれに準ずる世帯(生活保護世帯や里親等)
- 認定こども園(幼稚園枠)に在籍している方は、入園の際に提出した「支給認定申請書」に基づき、 上記要件に該当するかどうかを審査します。 そのため、副食費の無償化に伴い、改めて<u>申請書等を提出する必要はありません。</u>
- ・<u>私立幼稚園</u>に在籍している方は、新たに<u>申請書等の提出が必要</u>です。 申請については、3月頃に施設を通じてご案内します。

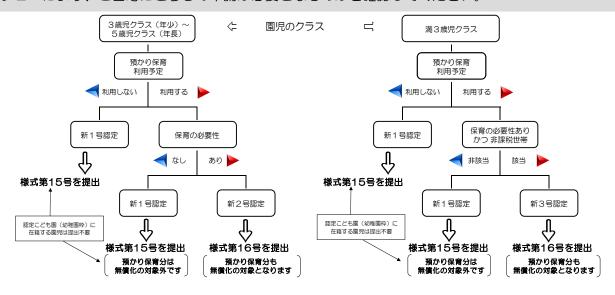


## 手続きについて

#### 無償化の適用を受けるには申請が必要です。

- ・就労や妊娠・出産、介護等(P4保育の必要性について参照)の事由より、預かり保育を利用される場合と、・預かり保育の定期的な利用を予定していない場合では、申請の方法が異なります。

次のフローにより、ご自身にどちらの申請が必要となるのかを確認してください。





## 預かり保育を利用しない方の申請の方法、無償化の流れは?(幼稚園のみ)

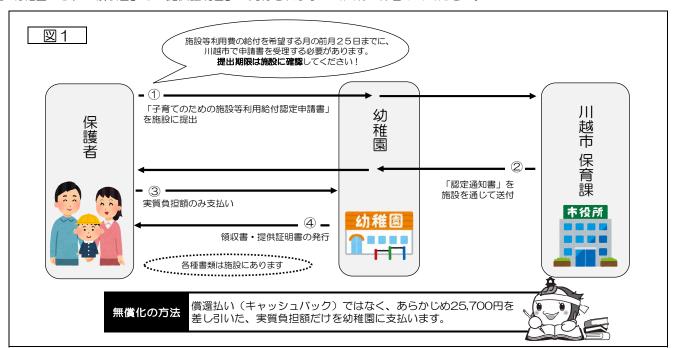
入園料や保育料を無償化の対象するためには、

「子育てのための施設等利用給付認定申請書<u>(様式15号)</u>」を、ご提出していただきます。

申請書は川越市に直接提出せず、利用している幼稚園にご提出ください。

なお、詳しい提出期限は各園にお問い合わせください(施設等利用費の給付を希望する月の前月25日までに、市で申請書を受理する必要があります。)。

- ② 申請受理後、市ではお子さんの年齢や住民登録の有無等を確認します。 施設等利用費の給付を受けるための要件を満たしている場合には、幼稚園を通じて、<u>「新1号 認定通知書」</u>が届きます。 要件を満たしていない場合には、<u>「認定申請却下通知書」</u>が届きます(=この場合、無償化の対象とはなりません)。
- ③ POINT①「▶算定のイメージ」のように、25,700円を差し引いた実質負担額のみを毎月幼稚園に支払ってください。
- ④ 幼稚園から、「領収書」と「提供証明書」が発行されますので大切に保管してください。



# ?

## 預かり保育を利用する方の申請の方法、無償化の流れは?

→ 預かり保育料を無償化の対象とするためには、P4「保育の必要性」に該当していることが前提です

① 「保育の必要性」に該当される方で、入園料や保育料に加え、預かり保育料を無償化の対象するためには、

「子育てのための施設等利用給付認定申請書<u>(様式16号)</u>」を、ご提出していただきます。 また、保育が必要となる事由に応じた「保育が必要な旨の証明書(全員)」や「非課税証明書(満3歳児のみ)」を必ず添付していただく必要がございます。

なお、詳しい提出期限は各園にお問い合わせください(施設等利用費の給付を希望する月の前月25日までに、市で申請書を受理する必要があります。)。

② 申請受理後、市ではお子さんの年齢や住民登録の有無等に加え、保育の必要性あるか(満3歳のお子さんについては、さらに市町村民税非課税世帯であるか)等を確認します。

預かり保育を含めた無償化の要件を満たしている場合には、幼稚園を通じて、<u>「新2号(新3号)認定通知書」</u>が届きます。

保育の必要性が確認できない等、預かり保育の無償化要件を満たしていない場合には、預かり保育を利用されない方と同じ「認定通知書」が届きます。(二この場合、預かり保育は無償化の対象とはなりませんが、入園料や保育料は無償化されます。)

- ③ 今までどおり、利用料(保育料)を各園に支払ってください。
- ④ 幼稚園または認定こども園から、「提供証明書」が発行されますので大切に保管してください。
- ⑤ 「施設等利用費請求書」に、「提供証明書」を添付して、<u>利用月の翌月以降</u>に各園が設定する期限までに各園に提出してください。認可外保育施設等の利用料も対象となる場合には、その分の「提供証明書」もあわせて在籍幼稚園等に提出してください。
- ⑥ 請求書を提出した翌月末頃に、直接保護者の方の口座に施設等利用費が振り込まれます。

例えば・・10月分の施設等利用費請求書を11月に提出

→ 12月末頃に支給

10月分の施設等利用費請求書を12月に提出 →

→ 1月末頃に支給

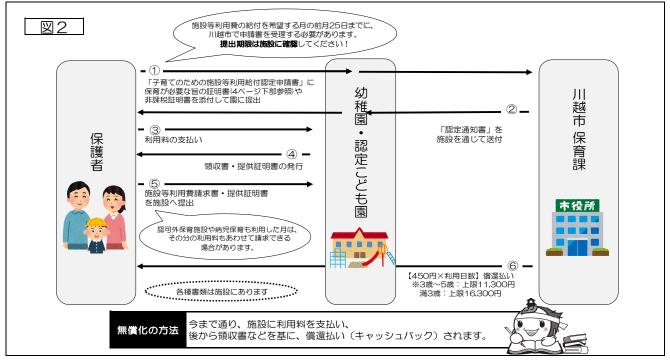
10月分の施設等利用費請求書を10月中に提出※ → 12月末頃に支給

※ 利用月にご請求いただいたとしても、利用月の翌月以降に提出したものとして支給します。

請求忘れのないようにご注意ください。

注 意

- ひと月に支払った預かり保育の利用料が給付額(450円×ひと月の利用日数)を下回った場合には、実際に支払った額が上限となります。
- おやつ代等の実費徴収に当たる費用は無償化の対象外です。



## ●保育の必要性

<u>預かり保育が無償化の対象となるには、**園児の保護者のいずれも**が、</u>次に示す事由に該当する必要があります。

認定期間(=無償化となる期間)

①就労	児童と離れて家事以外の仕事をすることが日常であること(月64時間以上)	日 最長で、お子さんの就学前まで		
	得時に既に保育を利用している子どもがいて が必要であること	新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日 ※1歳の誕生日の月の入所申請を行い入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長 した場合は、認定期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長。 ※1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長 した場合は、認定期間も満2歳に達する月の末日まで再延長。		
③求職	求職活動をしていること(起業準備を含む)	3か月 ※期限内に就労証明書を提出した場合には「①就労」に変更の手続きを行ってください。		
④ 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後の間がないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の月末まで		
⑤就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること(職業訓練を含む)	認定したその月の月末まで ※認定したその月の月末までに在学証明書等の必要書類を提出した場合には、最長でお子さんの就学前まで		
⑥ 疾病・障害	肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	最長で、お子さんの就学前まで		
⑦ 看護等	同居又は長期入院している親族の看護・介護 をしていること			
⑧ 災害等	震災・風水害・火災等の復旧をしていること			
0 1	のおそれがあること			
⑩ 特 例	市長が定める上記に類する状態にあること	書類は、お子さんの父母それぞれの分が必要です。		
上記の事由を証明するため、以下の書類をご準備ください。				
必要書類(例	R育が必要な旨の証明書)	コピーを添付してください。		
① 就労				
※ 記載漏れや押印がない場合は受付できませんのでご注意ください ※ 自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類(確定申告書の写し、開業届の写し、 委託契約書の写し等)を添付				
③ 求職	3 求職 ・就労誓約書 ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し			
④ 妊娠·出産				
⑤ 就学	5 就学 ・在学証明書または合格通知書			
	<ul><li>・授業のカリキュラム等(1週間と年間のスケジュールがわかるもの)</li></ul>			
⑥ 疾病				
	障害 ・身体障害者手帳(3級以上)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し			
7 看護等	<u> </u>			
	(障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可)   ⑧ 災害復日   ・被災証明書等			
	ht///=T100==h//c			

#### 必要書類(4/1現在の年齢が2歳のお子さん(=満3歳児)で、市町村民非課税の世帯のみ必要)

父、母、及び生計中心者の方それぞれの分が必要です。 非課税 ただし、認定希望日が属する年度の1月1日に川越市に住民登録があった方(※)や、マイナンバーの確認書類が 証明書 揃っており、非課税であることが確認できる場合には、提出不要です(※ 令和2年2月2日が認定希望日の場合、 平成31年1月1日)

【問い合わせ先】川越市役所 こども未来部 保育課

〒350-8601 川越市元町1-3-1 TEL:049-224-5827/FAX:049-223-8786